



CRISPR-Cas9中核特許 優先権承継の深層

知財高裁 令和7年(行ケ)10019号が示す新たな証明構造と実務への衝撃



判決の核心

明示的な譲渡書面を欠く状態でも、5つの間接事実（発明者調査やPCT出願群の設計など）の連鎖により優先権の適法な承継を認定。特許第6203879号は維持された。



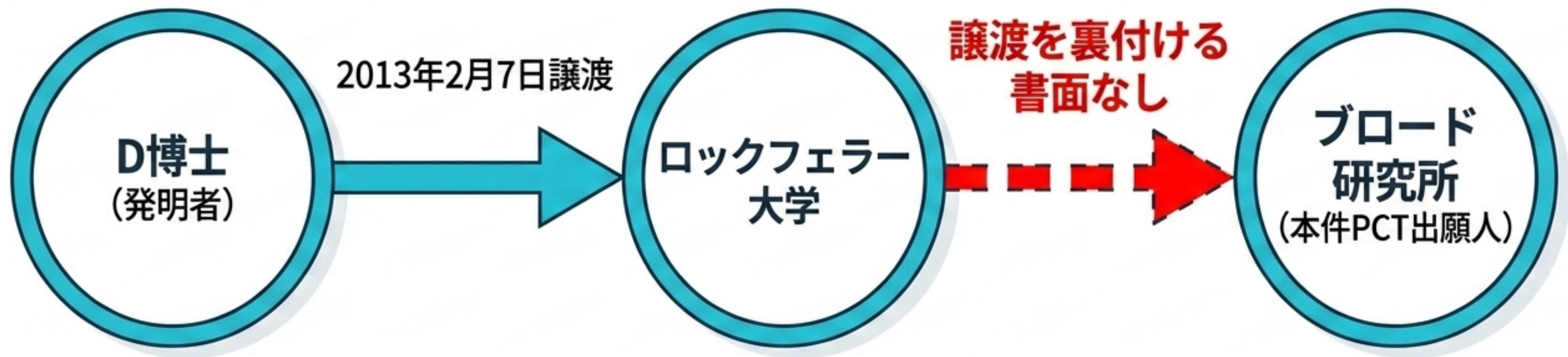
最大の誤解

本判決は「承継要件の緩和（書面不要）」を意味しない。むしろ、書面がない場合、出願時点の状況をどれほど精緻に再構成・立証しなければならないかという「厳格な証明構造」を示した。



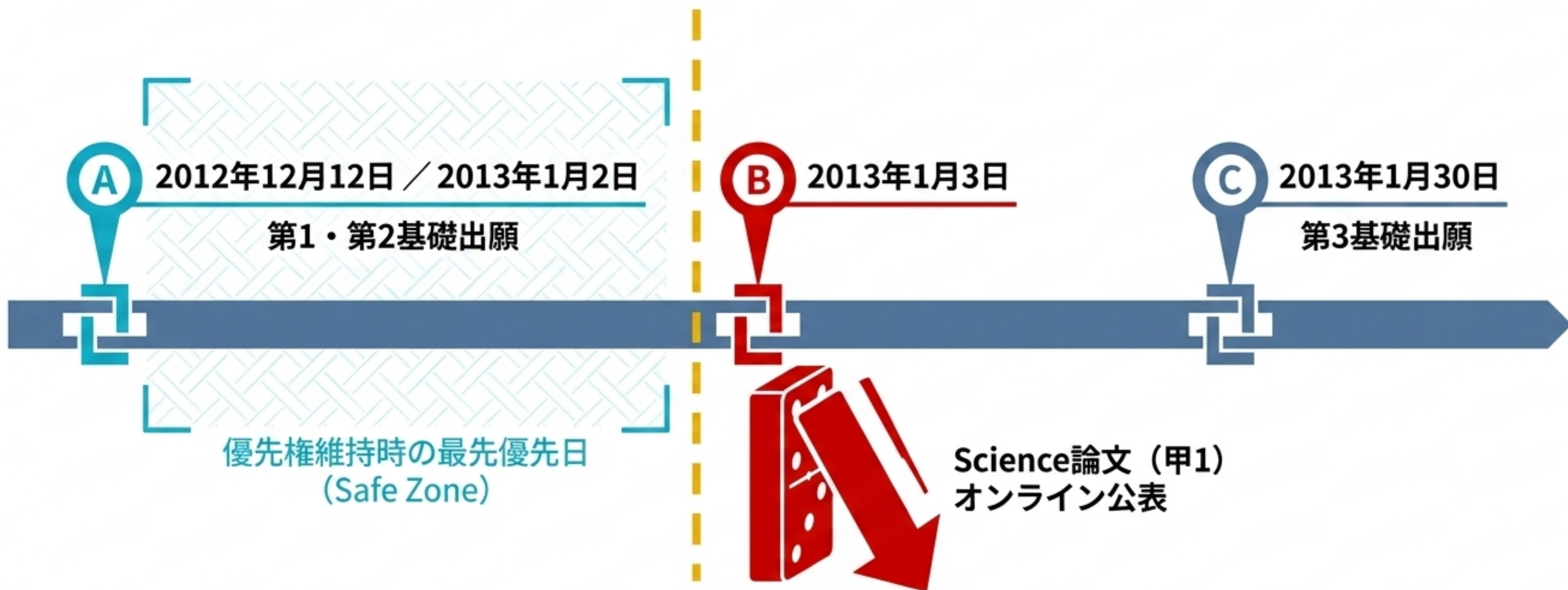
実務への要請

共同研究・大学発ベンチャーの知財ポートフォリオにおいて、基礎出願と後出願出願人が異なる場合、M&Aやライセンス前の「優先権チェーン監査（Priority Chain Audit）」が必須となる。



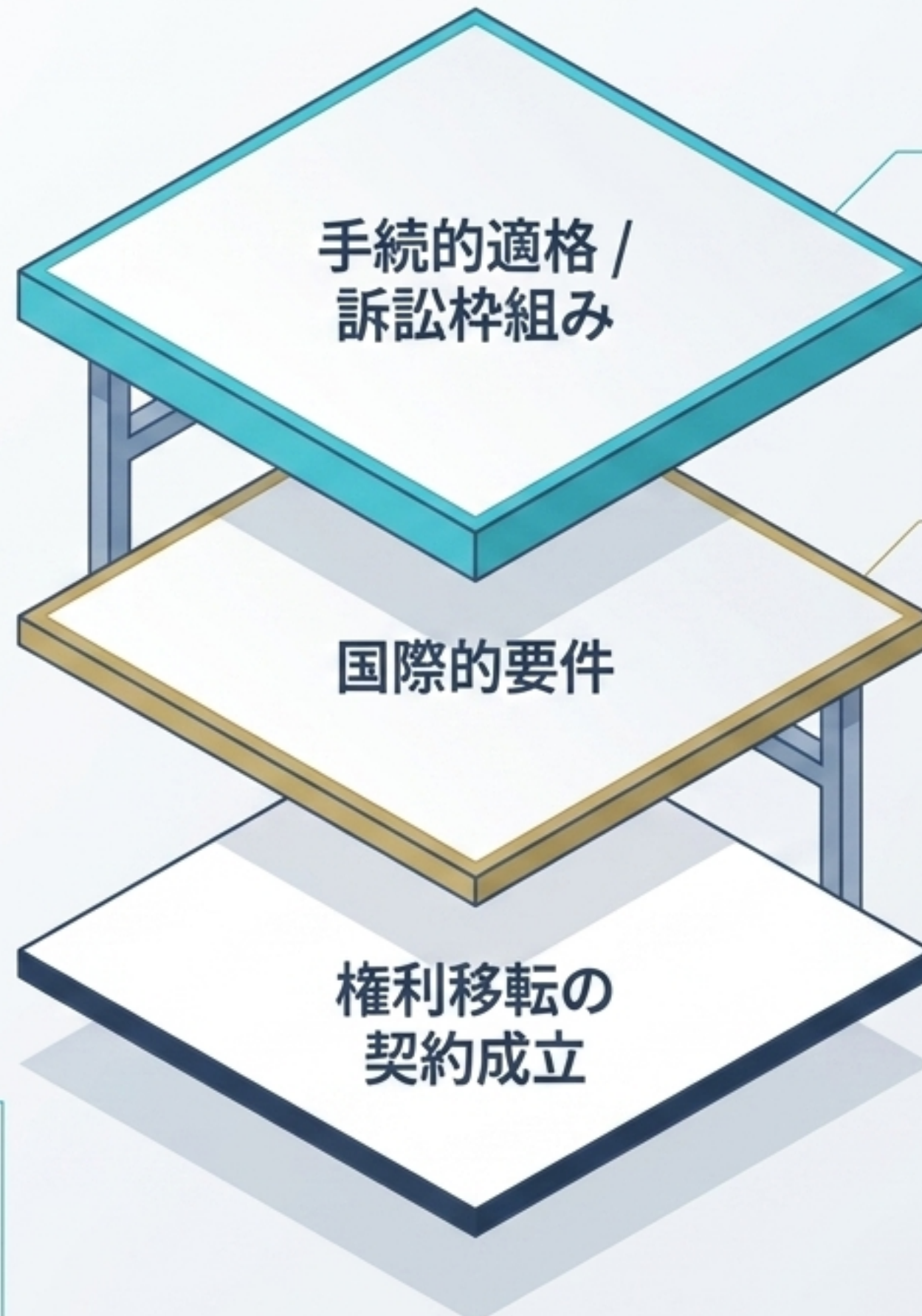
ToolGenの攻撃

本件PCT出願（2013年12月12日）において、ロックフェラー大学は出願人に含まれていなかった。書面がない以上、優先権の承継は不適法である。



優先権喪失のドミノ効果

優先権承継が否定され最先優先日が「第3基礎出願日」に後退すると、その直前に公表された「Science論文 (甲1)」が公知文献となり、本件特許の新規性・進歩性が根本から覆る (特許庁無効審決のロジック)。



日本の審決取消訴訟

出願国における優先権主張の有効性判断（日本の裁判所が最終判断）。

パリ条約4条A(1)

「出願人又はその承継人」による優先権享有の基本原則。ただし承継の方式や準拠法は明示せず。

米国州契約法

本件譲渡の準拠法（マサチューセッツ州法等）。合意の成立には「相互合意の表明」と「約因（Consideration）」が必須。

多層構造の理解不足がリスクを生む。
「発明の譲渡」と「優先権の譲渡」は峻別され、多国間法規の交差点で評価される。

The Evidence Scaffold

1. 事後的確認

譲渡人・譲受人双方の
陳述書における認識の一致

2. 発明者調査

全機関の同意下で実施された
M弁護士による調査プロセス

3. 関連出願群の設計

調査結果に基づくPCT出願
ポートフォリオの合理的構成

4. 異議の不存在

ロックフェラー大学が本件PCT
優先権自体を争わなかった事実

5. 契約法上の要件

米国州法が求める「相互合意」
と「約因」の存在認定

優先権は
有効に承継

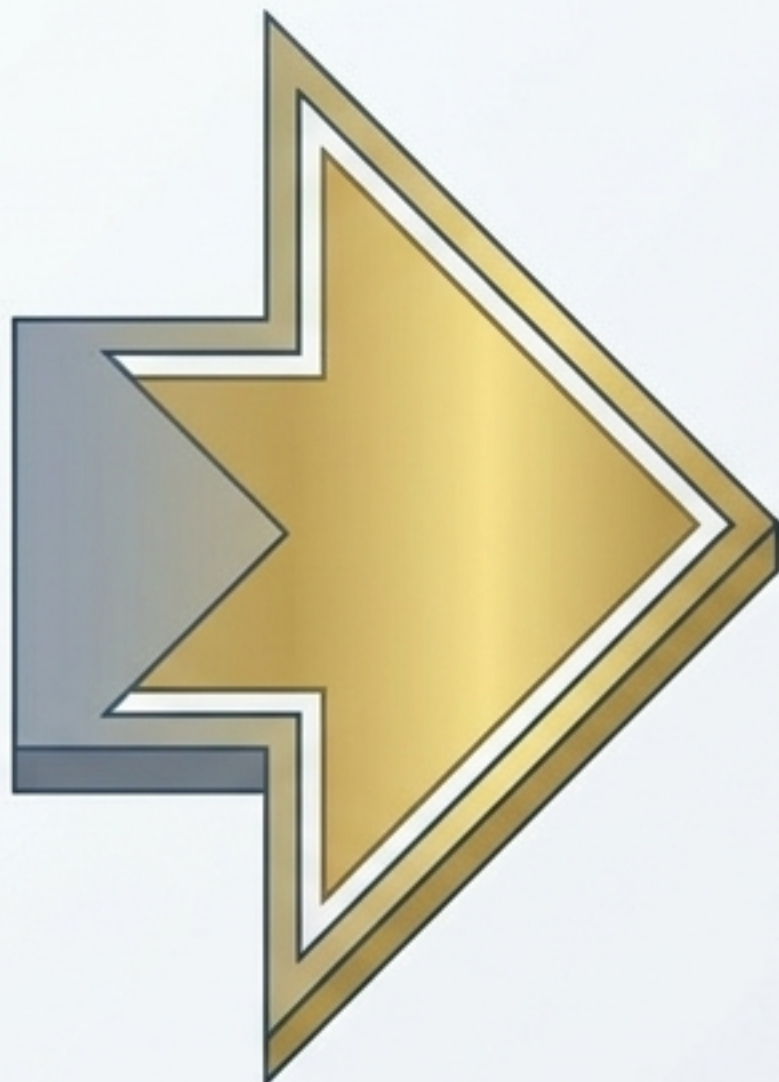
知財高裁は「単一の決定的証拠」ではなく、これら5要素の収束（Convergence）により間接的に出願時までの黙示の合意を認定した。



一般的な認識

単なる事務的・技術的作業

米国法上の発明者認定や、各出願への名前の割り当て
手続。



知財高裁の評価

権利帰属の分配メカニズム

各機関が協力・参加し、その結果が出願人構成（誰がどの優先権を利用するか）の設計に直結していた。

発明者調査の権限・参加者・結論への同意記録が、そのまま「優先権を共同で利用・分配する合意」の強力な間接証拠となる。

The Evidence Scaffold

単発出願視点 (ToolGenの主張)



本件PCT出願単体にロックフェラー大学の名前がない。ゆえに優先権譲渡は疑わしい。

ポートフォリオ視点 (知財高裁の評価)



同日出願の「関連PCT出願2番」ではロックフェラー大学が共同出願人とされていた。これは排除されたのではなく、貢献度に応じて適切に配置された「全体設計」の証左である。

ライフサイエンス領域特有の「仮出願バンドルからのPCTポートフォリオ化」の実態を、裁判所が合理的なビジネス行動として追認した画期的判断。

ロックフェラー大学の協力

- 第1・第2基礎出願への協力
- 代理人への手続委任
- 発明者調査への参加

得た対価 = 約因 / Consideration

- 関連PCT出願ポートフォリオ全体の有効性維持。
- 将来、発明者・所有権の帰属が調整された際、有効な知的財産権の分配を受ける「機会(チャンス)」の確保。

Insight: 米国契約法上の「約因」は日本法の「対価」より広い。金銭の支払いだけでなく、共同研究ポートフォリオ全体の有効性を担保するという実務的利益が法的に評価された。

The Evidence Scaffold

	JP 知財高裁 (本判決)	EPO T 0844/18 (CRISPR事件)	EPO G 1/22 & G 2/22
基本姿勢	個別証拠の総合評価による認定	Same/all applicants approachの厳格適用	優先権権原の反証可能な推定 (柔軟化)
書面の位置付け	重要だが、間接事実の連鎖で代替可能	厳格な立証を要求	推定により立証負担を緩和
実務への示唆	ポートフォリオ全体の行動証拠が鍵	出願人の不一致は重大な無効リスク	共同出願行為自体に合意の合意を認める

日本の裁判所は、EPOのような「一般的な推定」は導入していない。
あくまで徹底した「事実認定」によって救済した点に注意。



The Danger Zone / Myth

Myth: 「譲渡書面はもう不要になった」

Myth: 「出願後に事後的に合意書を作れば治癒できる」



The Reality

書面がない場合、調査記録や出願戦略などの膨大な周辺証拠をかき集め、全全体構造として「黙示の合意」を立証する過酷な負担が生じる。

本判決は「出願時まで」優先権承継が実体として成立していたことを認定したもの。出願後に初めて意思が形成された事案では救済されない。

本判決を「証拠管理を怠ってもよい免罪符」と解釈してはならない。



共同研究・大学間契約の必須アップデート

優先権の独立明記

「発明の譲渡」だけでなく、「基礎出願番号」と「PCT/各国出願で優先権を主張する権利」を明示的に切り分けて記載する。

発明者調査のプロセス化

調査結果に基づいて出願人構成を決定・承認する手続を契約に組み込む。

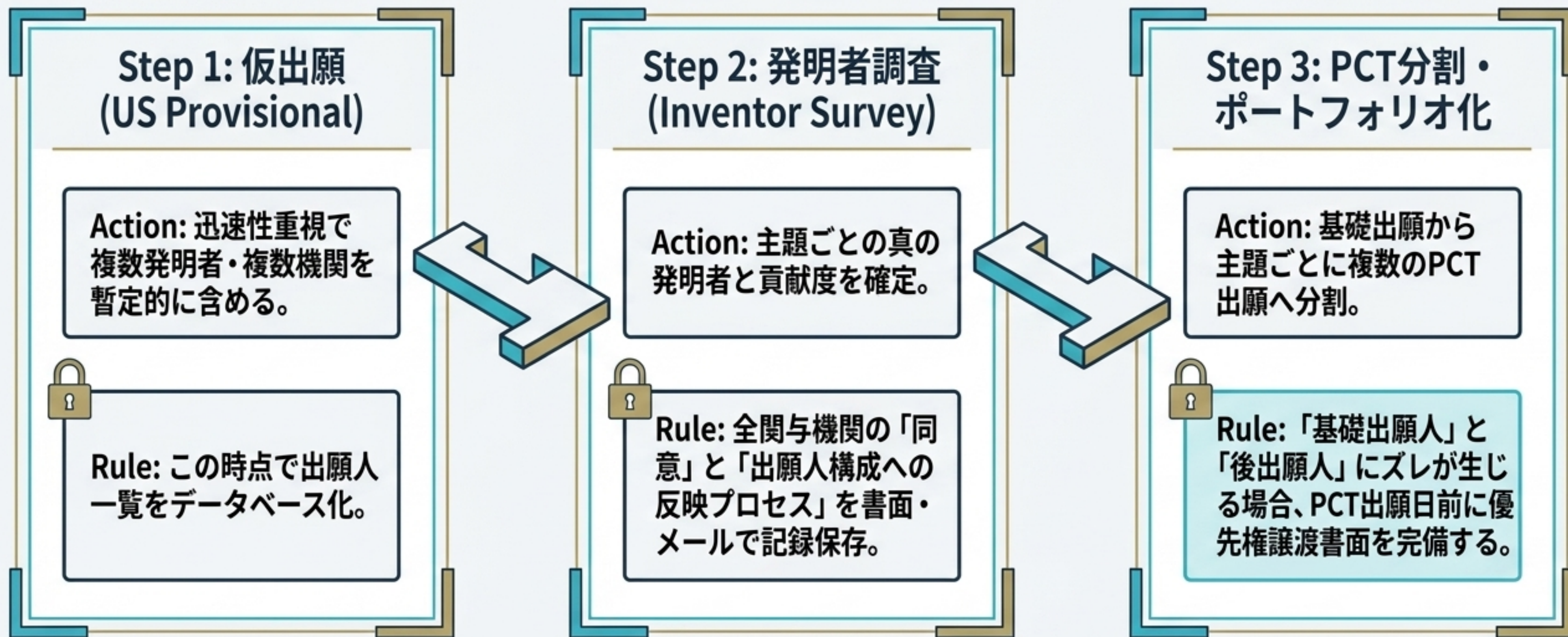
米国法対策（約因）

契約準拠法が米国州法となる場合、「Good and valuable consideration」の定型文だけでなく、具体的な協力義務と対価関係を明記する。

署名義務と救済

PCT出願期限前の承継書面への署名義務、および拒絶時の救済手段を事前に定めておく。

出願・調査・PCT分割の運用フロー





The Due Diligence Mandate

(優先権チェーン監査の徹底)

- ◆ M&A、ライセンス交渉、資金調達において、「優先権チェーン」は技術的範囲や特許有効性と同等に重要な評価項目（DD対象）である。
- ◆ 相手方は、チェーンの欠落を「無効化の入口」として徹底的に狙ってくる（本件ToolGenの戦略）。
- ◆ 「出願番号と譲渡契約・調査記録の完全な対応表」を平時から構築しておくこと。

特許の強靱さは、技術の優位性だけでなく、目に見えない「証拠の足場（Evidence Scaffold）」の連続性によって決まる。